

中国税務速報

2020年5月20日

1. 国家税務総局 2020年5月の確定申告期限の明確化に関する通知

新型コロナウイルスの予防・感染拡大の制御及び企業の生産再開に対する支援を更に強化するため、また、納税者・源泉徴収義務者の便宜を図るため、2020年4月27日、国家税務総局が『2020年5月の確定申告期限の明確化に関する通知』を公表しました。詳細は以下の通りです。

一、新型コロナウイルス感染拡大の影響及び“5.1”労働節休暇を総合的に考慮し、月次申告を行うの納税者・源泉徴収義務者に対し、5月の確定申告期限を5月22日まで延長する。

二、納税者・源泉徴収義務者は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、2020年5月の確定申告期限内に申告が困難な場合、法律に基き所管の税務当局に延期申告を申請することができる。

上述通知は、公表した日をもって発効します。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5149175/content.html>

2. 財政部 国家税務総局 中古車販売の増値税政策に関する公告

自動車の消費を促進するため、2020年4月8日、財政部、国家税務総局が『中古車販売の増値税政策に関する公告』を公表しました。詳細は以下の通りです。

2020年5月1日から2023年12月31日までの期間中、中古車販売業者である納税者が買い取った中古車を販売する場合、増値税の徴収率は、従来の簡易な方法である3%から2%まで下げるというのを、3%から0.5%まで下げように変更する。

本公告で言う中古車とは、登録登記手続を完了してから、国の強制廃車基準に達するまでの期間中に取引を行い、所有権を移転した車両を指し、詳細範囲は、國務院商務主管当局が公布した中古車流通管理弁法に基づく。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5148182/content.html>

3. 上海市人民政府 「国务院による外資の利用を一層進める取り組みに関する意見」の徹底的実施にあたる上海市の若干措置に関する通達

2020年4月8日、上海市人民政府は『「国务院による外資の利用を一層進める取り組みに関する意見」の徹底的実施にあたる当市の若干措置に関する通達』（以下、「若干措置」）を発表しました。若干措置では、以下4つの観点から24の項目について詳しく定めています。

一、国の開放拡大政策の着実な実行

金融業や新エネルギー車などの分野での開放を加速させるため、外資系企業による新開放分野への投資を応援します。上海自由貿易試験区及び臨港新エリアにおける電信、科学研究及び技術サービス、教育、衛生等の重点分野の対外開放を一層拡大する。

二、外商投資の更なる促進

上海の外商投資促進サービスプラットフォームを利用し、政府部門をはじめとする投資促進システムを構築し、ワンストップの外商投資促進サービスを提供する。また、「上海に投資する」をテーマとした投資促進活動への資金支援や、外資プロジェクトへの支援強化などを通じ、外国投資を全力で支援・促進する。

三、投資利便性水準の向上

クロスボーダー投資に対する利便性を提供すべく、投資手続きの簡略化、外国人材の就労手続きの利便化、計画用地の審査・認可プロセスの改革など、各種便宜を図る。

四、外資権益の保護の更なる強化

『外商投資法』の着実な実行や、政府・企業間のコミュニケーションメカニズム、外資系企業のクレーム対応メカニズム、外資系企業の合法的権益保護メカニズムを構築するなど、各種方法を利用し、外国投資家及び外商投資企業に対する保護体系の健全化を行い、行政・法的対応力を強化する。

<http://images.mofcom.gov.cn/wzs/202004/20200424092434547.pdf>

4. 国家税務総局 中国銀保監会 納税信用制度を利用した融資支援

2020年4月7日、中国国家税务总局と中国銀保監会（銀行保険管理監督委員会）が『“銀税互動システム”の役割を發揮し中小企業の操業再開を援助する通知』を公布し、適用対象企業を納税信用A級とB級の企業だけではなく、M級、並びに湖北省のC級企業まで拡大させました。

“銀税互動システム”とは、融資を申請する中小企業の許可を得て、税務機関が企業の「納税信用」ランクや関連の税務情報を金融機関に提出し、無担保融資の取得を援助する行政手続きです。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5148057/content.html>